

令和4年度仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国内外からの観光客の激減や展示会等のイベント中止により、需要が落ち込み厳しい状況にある仙北市伝統的工芸品等を支援するため、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据えて事業者等が導入する仙北市伝統的工芸品等の導入経費に対して仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、仙北市補助金等交付規則（平成17年9月20日仙北市規則第39号。以下、「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)仙北市伝統的工芸品等 主として日常生活の用に供されるものであること及びその製造過程の主要部分が手工業的であること及び伝統的な技術又は技法により製造されるものであること及び伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ製造されるものであること及び仙北市内において少なくない数の者がその製造を行い又はその製造に従事しているものである工芸品であって、樺細工（経済産業大臣指定伝統的工芸品）、イタヤ細工（秋田県指定伝統的工芸品）又はこれに準ずる工芸品をいう。
- (2)仙北市伝統的工芸品等製造販売事業者 仙北市内に主たる事業所を置き仙北市伝統的工芸品等の製造又は販売を行うものをいう

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、仙北市伝統的工芸品等を購入し、活用する次の各号に該当するものをいう。

- (1)宿泊施設（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け、旅館業法第2条に定めるホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業を営む事業者）
 - (2)飲食店（食品衛生法に基づき都道府県知事等の許可を受け、飲食店、喫茶店を営む事業者）
 - (3)上記以外の事業者で、仙北市伝統的工芸品等を業務用として活用する事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業者のうち、次に掲げるいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象から除く。
- (1)申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員であること、又は将来にわたって該当すること。また、暴力団、暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画してい

ること。

- (2) 法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく事業を行うもの。
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者。
- (4) 宗教に属する事業所又は政治団体。
- (5) 公益法人又は事業者の経営に国又は地方公共団体が直接又は間接に参画しているもの。ただし、仙北市が出資して設立した事業者は除く。
- (6) 補助金による資材や機材の取得が、転売を目的としていること。
- (7) 補助金受領後も事業者として営業活動を継続する意志がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業者が、仙北市伝統的工芸品等製造販売事業者から仙北市伝統的工芸品等を購入し、業務用として活用する事業をいう。

- 2 同一の事業により、国および他の団体の補助金の交付を受けている場合または受けようとする事業については、補助対象外とする。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、原則として令和4年4月1日から令和4年12月31日までとする。

- 2 補助対象者は、令和4年3月31日以前に発生した経費に対しては、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費、補助額及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、令和4年度仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。なお、交付申請は1事業者につき1回までとする。

- (1) 購入する仙北市伝統的工芸品等の見積書の写しであって、仙北市伝統的工芸品等製造販売事業者から取得したもの
- (2) 補助対象者の概要がわかる資料
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、審査結果を令和4年度仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金交付決定通知書

(様式第2号)又は、不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請書を提出した申請者に通知するものとする。

2 市長は、提出された申請書類の一式については返還しないものとする。

(変更申請)

第9条 前条により補助金の交付決定を受けた補助対象者は、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ令和4年度仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金変更申請書(様式第5号)を市長に提出し、令和4年度仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金変更交付決定通知書(様式第6号)承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費に変更が生じたとき
- (2) 補助対象経費に変更は生じないが、購入品目等を変更するとき
- (3) その他市長が必要と認めるとき

(実績報告)

第10条 補助対象者は、事業が完了したときは、速やかに令和4年度仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金実績報告書(様式第7号)(以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書の写し
- (2) 補助対象事業の実績を確認できる写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第7条の規定による申請を行う時点において補助対象事業が完了している場合は、交付申請書に添えて、前項に規定する書類を提出しなければならない。

(補助金の確定及び通知)

第11条 市長は、前条の規定に基づく実績報告書を受領したときは、速やかにその審査を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 申請者は、前条の規定に基づく確定通知を受けた場合は、速やかに令和4年度仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金交付請求書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。なお、補助金の請求及び交付は1事業者につき1回までとする。

- (1) 法人名義(法人の場合に限る。)又は個人事業主名義(個人の場合に限る。)の振込先口座の通帳の写し

2 市長は、申請者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請又は報告をしたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 給付金の返還の手続きについては、令和4年度仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金返還命令書(様式第10号)により通知をし、これの返還を求めるものとする。

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(報告及び検査)

第15条 市長は、第条の規定による申請の内容が適切かどうかを確認するため、補助事業者に対し、報告の徴収又は立入検査を行うことができる。

(財産の管理及び処分)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)について、台帳を備え、その管理状況を明らかにし、善良な管理をするとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第20条第2項に規定する補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第1項第3号に規定する市長が指定する財産は、取得価格が5万円以上のものとする。

3 補助事業者は、前項で定める期間において、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、又は処分をしようとするときは、あらかじめ規則第20条による財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	補助限度額
仙北市伝統的工芸品等の購入に係る経費（総額5万円以上） ただし、次に掲げるものは除く。 （1）消費税及び地方消費税 （2）購入経費に係る送料 （3）設置費用（展示・設置・運営に要する経費） （4）代金支払時の振込手数料	1／5以内	100千円